

徳島県放置艇削減計画の概要

I 放置艇の現状

平成26年度プレジャーボート全国実態調査結果（国土交通省、水産庁）によると、徳島県の港湾、河川、漁港で確認されたプレジャーボート総数は3,577隻。うち、許可を得ずに係留・保管されている「放置艇」は3,197隻。

プレジャーボート総数に占める放置艇の割合（放置艇率）は、89.4%で、四国内各県と比較すると、本県が最も高くなっている。

II これまでの取組

- ・ 「放置艇対策推進会議」を設置し、国、県の水域管理者が一体となって、県下全域の放置艇対策を実施
- ・ 「係留保管場所の確保」と「規制措置」（ケンチョピアでの取組）

III 今後の取組方針

1. 基本的な方針

水域利用の秩序維持及び環境改善を図るため、港湾・漁港・河川の三水域が連携し、これまで行ってきた「係留・保管能力の向上と規制措置」を両輪とした放置艇対策を県内全体に広げることで、平成34年度までの放置艇の解消を目指す。

2. 具体的取組

- ・ 恒久的な施設が整備されるまでの間、水域の適正な管理に支障とならない範囲において暫定的係留保管場所を確保
- ・ 係留保管場所を確保した水域から放置等禁止区域等を指定し、放置艇の係留保管場所への移転・収容を促すとともに、管理上支障のある放置艇及び沈没船を撤去

3. スケジュール（目標年次）

平成27年度	計画策定
平成28年度～平成32年度	暫定的係留保管場所の確保及び規制措置の開始
～平成34年度	係留保管場所へ誘導し、放置艇の解消を目指す

IV 係留保管場所の確保【受け皿作り】

1. 恒久的係留保管施設の整備等

今後、県において整備するマリーナ等は、PFI、NPO、指定管理等、新たな手法による整備、民間経営手法の導入等を推進。

なお、現在策定中の「徳島小松島港津田地区活性化計画」において、津田水面貯木場を活用したボートパークを検討。

2. 暫定的係留保管場所の確保（恒久的施設ができるまでの間）

（1）水域ごとの確保方法

①港湾区域（河川重複区域を含む）

「漁船のための小型船だまり」の利用、「利用の低下した物揚場」や「護岸・防潮堤等の前面水域」のうち暫定係留として活用できる水域を「小型船舶用泊地」に指定。

②漁港区域（河川重複区域を含む）

漁業協同組合と協議し、漁業活動の支障のない範囲でプレジャーボートの係留保管場所を確保。

③河川単独区域

河川単独区域内における放置艇については、民間マリーナへの誘導、港湾・漁港での暫定的係留保管場所への収容のいずれもできないものにとり、係留保管場所を確保する。

(2) 暫定的係留保管場所の設置計画（県管理水域）

- ・ 県内を、鳴門、徳島・小松島、阿南、海部の4地区に区分
- ・ 各地区において、放置艇対策を一括して行う範囲として27の「エリア」を設定
- ・ 各「エリア」において、放置艇の移動・収容先としての暫定的係留保管場所の確保方法及び収容隻数を決定
- ・ 平成28年度から平成32年度までの5年間で、必要な暫定的係留保管場所の運用を開始

V 係留保管場所への誘導【受け皿への誘導】

1. 規制区域の設定

(1) 港湾区域・漁港区域

暫定的係留保管場所を確保した周辺水域から、「放置等禁止区域」を設定し、放置を禁止する物件として「船舶」を指定。放置艇に対する監督処分及び罰則の適用が可能となる。

(2) 河川単独区域

暫定的係留保管場所を確保した「エリア」にある河川から、船舶を「放置等を禁止する物件」に指定。栈橋、係船柱などの工作物に加え、船舶の設置も罰則の適用が可能となる。

2. 監督処分及び罰則の適用

(1) 監督処分の実施

所有者不明の放置艇について、簡易代執行による撤去・処分を行う。

(2) 罰則の適用

悪質な案件に対して、警察・海上保安部等への取締り要請を行う。

3. 係留保管場所の使用料の設定

(1) 係留環境に応じた料金設定

【港湾区域】

- ・ 「小型船舶用泊地」の使用料（月単位）を徴収
- ・ 1級港湾、2級港湾による料金区分
- ・ 泊地の条件による料金区分の設定

【漁港区域・河川単独区域】

- ・ 港湾の使用料に準じた料金を設定

(2) その他

暫定的係留保管場所の運用開始時期による不公平感を解消するためのインセンティブを設ける。

VI 沈廃船の撤去

原則として、沈廃船撤去は、平成28年度からの平成32年度までの5ヶ年で、暫定的係留保管場所を確保した水域から行う。

VII 広報等

- ・ 県民の理解・協力を得るための広報
- ・ 船舶所有者へのマナー・ルール遵守の指導
- ・ 販売・製造業者への啓発
- ・ 船舶所有者に対し、係留保管場所や規制区域を情報提供